

「内部事務システム刷新に関する調達仕様書作成等業務委託」プロポーザル
に関する質問の回答

No.	質問	回答
1	提案書の記載内容に「総括責任者及び主任担当者の資格、経歴など」が挙げられます。 総括責任者及び主任担当者の定義は以下でよろしいでしょうか？ ● 総括責任者：プロジェクト運営/業務全般の遂行責任者 ● 主任担当者：プロジェクト現場責任者で、プロジェクト管理や業務運営をリードするチームリーダー。 なお、その他のメンバーについては「業務実施方針」で記載する。	・ 御認識のとおりです。
2	調達仕様書上にサーバ機器などについては言及がありません。 こちらについては、オンプレミスやプライベートクラウド（統合仮想サーバ）、パブリッククラウド（AWS や Google Cloud など）の指定等はありませんでしょうか？ また、システム基盤も「調達仕様書案の作成」の対象と理解すればよろしいでしょうか？ それとも、スコープ外でよろしいでしょうか？	・ 基盤の指定はありません。契約締結後に当市の仮想サーバ等のインフラ構成に関する資料等を提供します。 ・ インフラに関する要件も「調達仕様書案の作成」の対象とします。
3	提案書の「表紙、目次、ディスクレーマー」は、指定の枚数（A4サイズ7枚以内）から除外されると理解してよろしいでしょうか？	・ 御認識のとおりです。
4	「③RFI の実施支援に関する提案」に以下の記載内容のうち、“内部事務システムとの整合度や<u>違いの洗い出し</u>”は「③RFI の実施支援に関する提案」で実施する予定です。 しかし、“<u>違いに対する対応策の検討</u>”は「④ 次期内部事務システム導入方針の検討に関する提案」で方針と合わせて検討する方が効率的と考えてお	・ 各提案事項につきまして、工程を変更してご提案いただくことは差し支えありません。

	ります。そのように提案しても、問題ないでしょうか？ ＜記載内容＞ 「・現行業務と RFI で提案があった内部事務システムとの整合度、違いに対する対応策を検討する際の具体的な作業工程や対応策検討のポイント等を理由も含め、明記してください。」	
5	類似実績では、「内部事務システム」の類似実績と、第 2 次豊田市デジタル強靱化戦略を踏まえ、「プラットフォーム」の類似実績双方を記載する理解でよろしいでしょうか？ もしくは、「内部事務システム」は必須で、拡張性などを踏まえ「プラットフォーム」は加点要素として記載すればよろしいでしょうか。（「公告」と「プロポーザル実施要領」で記載が異なるため） ・「公告」の「7 提案書等の提出書類」より 総括責任者及び主任担当者の資格、経歴、<u>プラットフォーム構築</u>もしくは構築に関する仕様書作成 等検討業務等の業務実績、現在の手持ち業務 ・「プロポーザル実施要領」の「7 提案書等の提出書類」より 総括責任者及び主任担当者の資格、経歴、<u>内部事務システム構築</u>もしくは構築に関する仕様書作成 等検討業務等の業務実績、現在の手持ち業務	・公告の記載「プラットフォーム構築」は誤りであり、正しくは「内部事務システム構築」となります。 内部事務システムの類似実績を御記載ください。
6	仕様書 P2 （２）「人事給与・庶務事務システムに関する本業務については、豊田市にて対応予定であるが、豊田市が行う作業に対して助言等の支援を行うものとする。」とありますが「助言支援」はどの程度の関与を想定されていますでしょうか。	・市が作成する調達関連資料に対し、「（１）次期内部事務システムに関する RFI の実施」の内容を踏まえた修正の提言等を頂く想定です。
7	仕様書 P3 （２）「毎月１回定例会議を情報戦略課と開催すること。」とありますがオンラインでの対応は可能でしょうか。	・オンラインでの対応は可能です。

8	業務体制に関する評価の対象につきまして、採点表上、統括責任者及び主任担当者のみを評価対象としているように見受けられますが、他の要員について、提案書に記載した場合、評価対象となりますでしょうか。	・業務経歴については、記載のとおり統括責任者及び主任担当者を評価対象としております。 ・他の要員の評価については、業務実施計画等のうち、特に「業務実施方針」での評価いたします。
9	採点表の業務実施方針及び本業務についての提案・意見につきまして、評価項目の最小単位ごとに配点は決まっておりますでしょうか。また、決まっている場合、配点をご教示いただくことは可能でしょうか。	・別添「企画提案書審査表」を御参考ください。
10	仕様書 8 (5) につきまして、正当な理由があれば、「委託業務再委託申請書」の提出及び貴市の承認により、「次期内部事務システム（人事給与システムを除く）に関する調達仕様書案の作成」業務の一部を再委託可能と認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。	・業務における主たる部分である「次期内部事務システム（人事給与システム除く）に関する調達仕様書案の作成」については再委託することができません。